

告 示

埼玉県告示第千二百五十四号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、平成二十七年十月二十三日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、公表する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 争議行為を行う労働組合

別表に掲げる労働組合

二 事件

大幅な賃金引上げ等の件

三 日時

平成二十七年十一月三日午前零時から問題解決に至るまでの期間

四 場所

別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場

五 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員による全ての争議行為を行う。

別表

労働組合名	執行委員長	組合員が従事する職場	所在地
埼玉県民主医療機関労働組合生協本部支部	保土田 賀	医療生協さいたま	
埼玉県民主医療機関労働組合協同病院支部	保土田 賀	埼玉県川口市木曽呂千三百十七	
埼玉県川口市木曽呂千三百十七			

埼玉県民主医療機関労働組合秩父支部	埼玉県民主医療機関労働組合歯科診療所支部	埼玉県民主医療機関労働組合みぬま支部	埼玉県民主医療機関労働組合川口支部	埼玉県川口市木曾呂千三百四十七	埼玉県川口市木曾呂千三百四十七
埼玉県民主医療機関労働組合行田支 保土田 耕	埼玉県民主医療機関労働組合熊谷支 保土田 耕	埼玉県民主医療機関労働組合かすかべ支部 行田協立診療所	埼玉県民主医療機関労働組合おおみや支部 熊谷生協病院	埼玉県民主医療機関労働組合さいわい支部 かすかべ診療所	埼玉県民主医療機関労働組合浦和支 浦和民主診療所
埼玉県民主医療機関労働組合秩父院 所	埼玉県民主医療機関労働組合行田支 保土田 耕	埼玉県民主医療機関労働組合熊谷支 保土田 耕	埼玉県民主医療機関労働組合かすかべ支部 行田協立診療所	埼玉県民主医療機関労働組合さいわい診療所 さいわい診療所	埼玉県川口市中青木四一一 川口診療所
一 埼玉県秩父市阿保町一―十	埼玉県行田市本丸十八―三	埼玉県熊谷市上之三千八百五十四	埼玉県春日部市谷原二一四	埼玉県さいたま市浦和区北千百十一二	埼玉県さいたま市浦和区北 浦和五一一七

合 東松山病院労働組	合 共立医療会労働組				合 南埼玉病院労働組	部 埼玉県民主医療機関労働組合大井支 科支部	埼玉県民主医療機関労働組合朝霞歯 科	埼玉県民主医療機関労働組合さんと め支部	埼玉県民主医療機関労働組合所沢診 療所支部	埼玉県民主医療機関労働組合所沢診 療所	埼玉県民主医療機関労働組合西協同 支部
和田 一己	秋山 米子	堀江 健二	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅
東松山病院	さくらおとなこ ども診療所	所 吹上共立診療	所 北本共立診療	南埼玉病院	所 大井協同診療	あさか虹の歯科	介護老人保健 施設さんとめ	七	所沢診療所	院	埼玉西協同病
千百六十二	埼玉県東松山市大字大谷四	埼玉県北本市北本団地一一 二十七一百二	一一十九	八 埼玉県北本市中丸五——六一 埼玉県鴻巣市吹上富士見三	二 埼玉県越谷市増森二百五十	埼玉県ふじみ野市ふじみ野 一一一一十五	埼玉県朝霞市浜崎七百二十 四一二	埼玉県所沢市中富千六百十	埼玉県所沢市宮本町二一二 十三一二十四	埼玉県所沢市宮本町二一二 十三一二十四	埼玉県所沢市中富千八百六 十五